

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約締約国会議において 決定された事項（概要）

1. 第5回締約国会議において決定された事項

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
エンドスルファン [CAS No. : 115-29-7] 及びその異性体 [CAS No. : 959-98-8 及び 33213-65-9]	農薬	・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) - 特定作物-害虫への農薬用の製造と使用

2. 第6回締約国会議において決定された事項

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサブロモシクロ ドデカン [CAS No. : 25637-99-4]、 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサ ブロモシクロドデカ ン [CAS No. : 3194-55-6] 及びその 主な異性体； α -ヘキサ ブロモシクロドデ カン [CAS No. : 134237-50-6]； β -ヘ キサブロモシクロド デカン [CAS No. : 134237-51-7]；及び γ -ヘキサブロモシク ロドデカン [CAS No. : 134237-52-8]	難燃剤	・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) - 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押 出発泡ポリスチレン用の製造と使用

(注意) 上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、条約事務局のホームページ (<http://www.pops.int/>) から会議文書等を御確認いただきたい。